

処分基準

令和8年4月1日作成

| |
|--|
| 法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律 |
| 根拠条項：第9条第1項 |
| 処分の概要：自動車の運行供用の制限 |
| 原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会） |
| 法令の定め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第14条（方面公安委員会への権限の委任） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第5条（方面公安委員会への権限の委任） |
| 処分基準： 「保管場所が確保されていると認められないとき」とは、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合・ 保管場所として確保している場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条で定める要件を備えていない場合 などである。 |
| 問合せ先： 北海道警察本部交通規制課企画・許可係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課規制係 (函館方面の場合（電話0138-31-0110）) (旭川方面の場合（電話0166-35-0110）) (釧路方面の場合（電話0154-25-0110）) (北見方面の場合（電話0157-24-0110）) |
| 備考： |